

第1章 霧島市スポーツ振興計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であるという「スポーツ権[※]」が、国が新たに制定したスポーツ基本法（平成23年8月24日施行）に明記されました。スポーツを愛する人々にとって、画期的な出来事であります。

スポーツをすることは、競技力を向上させるばかりでなく、からだをつくり、リラックスさせ、時にはストレスを解消するなど、生きる力が醸成され、年齢を問うことなく、心身を健康的にしてくれます。

平成24年3月「全国体力・運動能力、運動習慣等調査検討委員会」（文部科学省）が出した報告書では、子どもたちの体力は、昭和60（1985）年頃と比較すると依然低い水準であるが、新「全国体力・運動能力調査」[※]（「体力テスト」）開始後の13年間で低下傾向に歯止めがかかり、横ばいまたは向上傾向がみられるとし、運動をする子としない子どもの二極化が見られることや、それによって体力レベルにも差が生じていること、その背景にある運動習慣や生活習慣と体力の関係が報告されています。霧島市の未来を担う子どもたちの健全な心とからだの発育・発達問題に対する解決手段の一つとして、スポーツの持つ心身両面にわたる効果が期待されているところです。

またスポーツをすることは、個人への影響・効果だけでなく、地域の人々との出会いや触れ合いを生み出し、人と人とのつながりを深め、生きる力が醸成され、さらには観光・商業の活性化など、まちづくりにもつながる可能性を持っています。

こうしたなかで、スポーツの持つ可能性を探求し、誰もが生涯にわたって、それぞれのニーズに応じてスポーツと関り、育み磨きあうまちの創造を目的に、「霧島市スポーツ振興計画」（「本計画」）を策定するものです。

霧島市では、市民のスポーツや健康づくりに対する関心が高まる中、既存施設の老朽化への対応や、スポーツへのきっかけづくりの拡充など、その環境づくりが求められているところです。

本計画では、スポーツを競技スポーツや運動及びレクリエーションだけでなく、体力づくり、生きがいくくり、地域づくりも含めた幅広い観点でとらえ、生涯にわたる健康や体力の保持・増進を体系的に考えることとします。



2 計画の基本的視点

霧島市においては、平成20年3月に今後10年間のまちづくりの指針となる「第一次霧島市総合計画」を策定し、これを受けて、平成22年3月に今後10年間にめざすべき教育の姿を示す「霧島市教育振興基本計画」を策定しました。その中で、スポーツ・文化芸術の振興を重点施策と定め、今後5年間に集中して取り組む施策として、「スポーツ、文化芸術活動の推進」「生涯スポーツ、文化芸術に親しむための環境づくり」「スポーツ、文化芸術団体の育成」の3点を掲げておりスポーツに関して、取り組むべき事業は次のとおりとなっています。

(1) スポーツ、文化芸術活動の推進

- ・スポーツ活動チャレンジデー運営事業
- ・上野原縄文の森駅伝大会開催事業
- ・健康生きがいつくり推進モデル事業*

(2) 生涯スポーツ、文化芸術に親しむための環境づくり

- ・体育施設整備事業
- ・総合型地域スポーツクラブ*（「総合型クラブ」）普及・啓発事業

(3) スポーツ、文化芸術団体の育成

- ・体育指導委員（現スポーツ推進委員*）活動事業
- ・スポーツ少年団育成事業
- ・体育協会支援事業

これらの事業展開により市民のスポーツ実施率を向上することが目標として掲げられています。

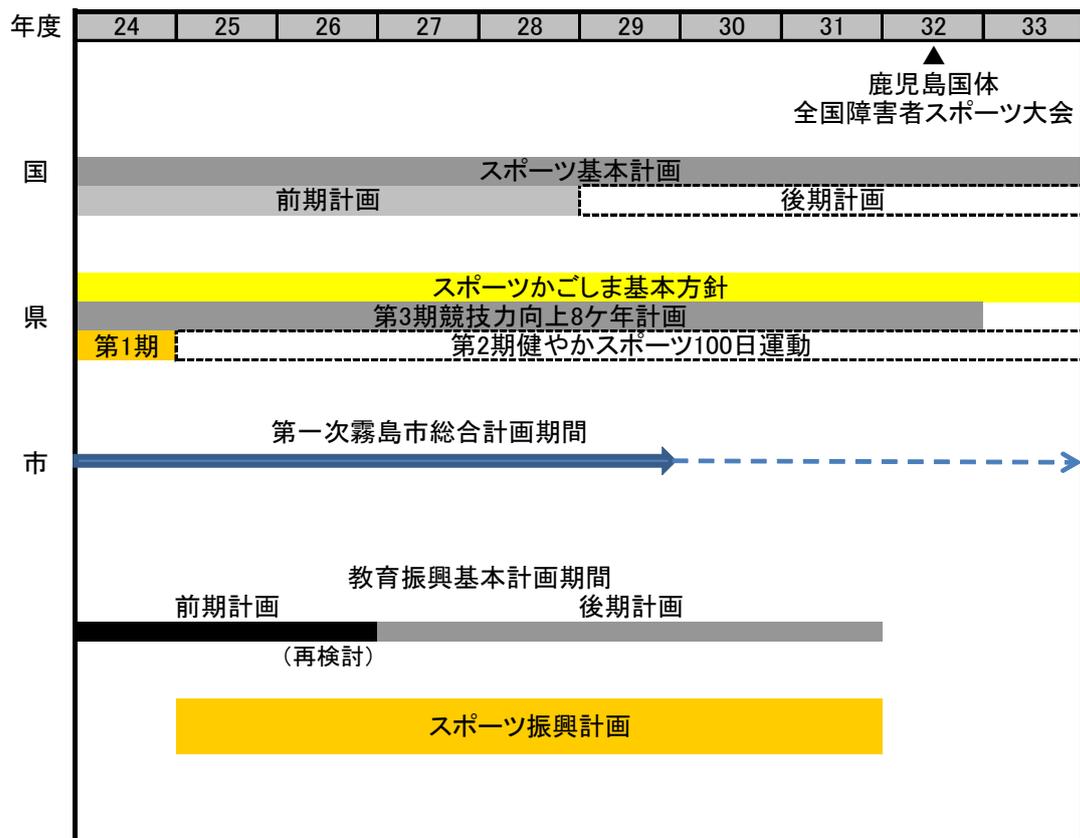
国のこれまでのスポーツ振興は、競技スポーツを中心に展開されてきましたが、スポーツ基本法では国民の「スポーツ権」を明記し、競技スポーツと共にその実践・活動の受け皿として「地域（生涯）スポーツ」が重要な位置を占めるようになりました。

本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、霧島市の実情に即した形のスポーツ推進をはかるとともに、「第一次霧島市総合計画」および「霧島市教育振興基本計画」に掲げた施策を効率的・効果的に実施するために策定しました。本計画によって、スポーツ振興施策の方向性を定め、その理念を行政・各機関・そして全ての市民が共有することで、市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに携われる生涯スポーツ環境の形成をめざします。

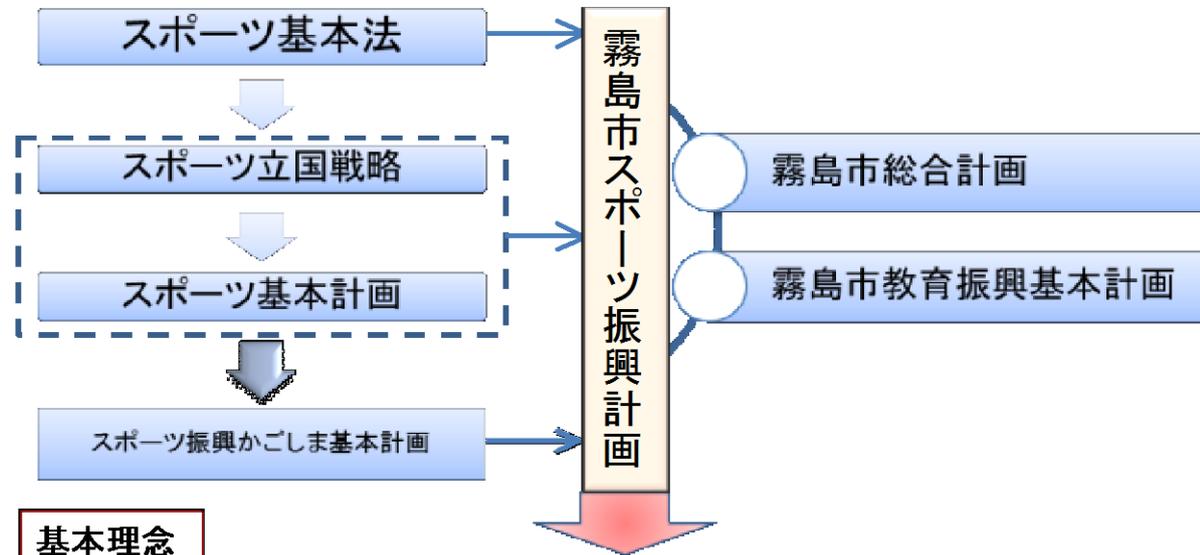
また、鹿児島県では平成32年に第75回国民体育大会が開催される予定です。国体の開催により、競技力の向上、スポーツ施設の整備・充実、地域の活性化が期待されます。霧島市としては一つでも多くの種目が当地で開催されるように行政をはじめ関係団体一体となって誘致運動を展開します。

3 計画の期間

計画の期間は、平成 25 年度を初年度として、平成 31 年度を最終年度とする 7 年間とします。これは、市教育振興基本計画の最終年度に合わせるものです。それ以降については、社会情勢の変化などを踏まえ、市総合計画・市教育振興基本計画の改定に合わせて、再検討します。



4 計画の体系



基本理念

『生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境づくり』

基本目標

- ◆市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的にあわせ、生涯を通してスポーツに親しむことができる環境整備と社会の実現を推進する。
- ◆成人の週1回以上のスポーツ実施率が 3人に2人(65%程度)となることをめざす。
- ◆2020年(平成32年)に開催予定の国体の種目別誘致に関し、誘致推進体制の強化と施設整備をめざす。

スポーツに親しむ機会の充実

- 健康・体力づくりへの取組、教室・プログラムなどのスポーツ事業の展開など

スポーツを通じた健やかな子どもの育成

- 子どもの体力向上、学校運動部活動の充実、競技スポーツの振興、地域スポーツと学校との連携など

地域スポーツの振興

- スポーツ団体等の育成、総合型地域スポーツクラブの支援、スポーツ指導者・コーディネーターの育成など

スポーツ資源の整備・充実

- スポーツ環境づくり、スポーツ施設の整備、スポーツ情報の提供など

スポーツ交流の推進

- 大会・イベントの誘致、スポーツキャンプや合宿の誘致など